

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局

【提出日】 2022年6月24日

【会社名】 新明和工業株式会社

【英訳名】 ShinMaywa Industries, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 五十川 龍之

【本店の所在の場所】 兵庫県宝塚市新明和町1番1号

【電話番号】 0798-56-5000（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 財務部長 久米 俊樹

【最寄りの連絡場所】 兵庫県宝塚市新明和町1番1号

【電話番号】 0798-56-5000（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 財務部長 久米 俊樹

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 85,515,150 円  
(注) 本募集金額は1億円未満ではありますが、企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第5項第2号の金額通算規定により、本届出を行うものであります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	81,443株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

##### (注) 1. 募集の目的及び理由

本募集は、当社の社外取締役を除く取締役(以下「対象取締役」といいます。)及び取締役を兼務しない執行役員、理事、当社のグループ会社の取締役(以下「対象取締役等」と総称します。)に対して当社の持続的な価値向上を図るインセンティブとして、また株主の皆様との一層の価値共有を目的として、2020年5月14日開催の当社取締役会及び2020年6月29日開催の第96期定時株主総会において導入することが決議された譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)に基づき、2022年6月24日開催の当社取締役会決議により行われるものです。なお、本有価証券届出書の対象となる当社普通株式の処分は、本制度に基づき、対象取締役6名、当社の取締役を兼務しない執行役員11名及び理事15名並びに当社子会社の取締役7名に対する2022年6月開催の2021年度に関する各社定時株主総会から2023年6月開催予定の2022年度に関する各社定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である対象取締役等に対して支給された金銭報酬債権を現物出資財産として給付させることにより、自己株式の処分の方法によって行われるものです。また、当該金銭報酬債権は、各対象取締役等が、当社との間で、大要、下記の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約(以下、「本割当契約」といいます。)を締結すること等を条件として支給いたします。

##### (1) 譲渡制限期間

2022年7月22日(以下「本処分期日」という。)から当社又は当社のグループ会社の取締役、執行役員、理事、専門役員、監査役、使用人、顧問、相談役、その他これに準ずる地位(以下これらの身分を総じて「当該地位」といいます。)を退任又は退職する時点の直後までの期間

##### (2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役等が、本処分期日が属する事業年度の前事業年度に係る当社又は当社のグループ会社の定時株主総会終結時点から、その後最初に到来する定時株主総会終結時点の直前までの期間(ただし、当社の取締役を兼務しない執行役員及び理事については、本処分期日が属する事業年度の開始日から当該事業年度の末日までの期間と読み替える。)中、継続して、当該地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

##### (3) 譲渡制限期間中に、対象取締役等が任期満了又は定年その他の正当な事由により退任又は退職した場合の取扱い

###### 譲渡制限の解除時期

対象取締役等が、当該地位の任期満了又は定年その他の正当な事由により退任又は退職した場合には、当該退任又は退職した直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

###### 譲渡制限の解除対象となる株式数

で定める、当該退任又は退職した時点において保有する本割当株式の数に、本処分期日を含む月(ただし、当社の取締役を兼務しない執行役員及び理事の場合には、本処分期日が属する事業年度の開始日を含む月と読み替える。)から当該退任又は退職日を含む月までの月数を12で除した数(その数が1を超える場合は「1」とする。)を乗じた数の株数(ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。)とする。

##### (4) 当社による無償取得

対象取締役等が、譲渡制限期間中に法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当該時点において本割当株式の全部を、当社は漏れなく無償で取得する。また、譲渡制限期間満了時点又は上記(3)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式についても、当社はすべて無償で取得する。

## (5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、あるいは当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画、その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、本処分期日を含む月(ただし、当社の取締役を兼務しない執行役員及び理事の場合には、本処分期日が属する事業年度の開始日を含む月と読み替える。)から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数(その数が1を超える場合は「1」とする。)を乗じた数の株数(ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り上げる。)について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社はすべて無償で取得する。

## (6) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分を行うことができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本割当株式の口座の管理に関して野村證券株式会社と契約を締結している。また、対象取締役等は、当該口座の管理の内容について同意するものとする。

2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分により行われるものであり、(以下「本自己株式処分」といいます。)金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
3. 振替機関の名称及び住所  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

## 2 【株式募集の方法及び条件】

## (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	81,443株	85,515,150(注2)	
一般募集			
計(総発行株式)	81,443株	85,515,150(注2)	

(注) 1. 「第1(募集要項)1(新規発行株式)(注)1.募集の目的及び理由」に記載の本制度に基づく対象取締役等に割当てする方法によります。

2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 現物出資の目的とする財産は本制度に基づく当社グループの2022年度(2022年6月開催の2021年度に関する各社定時株主総会から2023年6月開催予定の2022年度に関する各社定時株主総会までの期間)に係る譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権であり、それぞれの内容は以下のとおりです。

(単位：円)	割当株数	払込金額	内容
取締役：6名( )	34,288株	36,002,400円	2022年度分
執行役員：11名	22,001株	23,101,050円	2022年度分
理事：15名	13,913株	14,608,650円	2022年度分
当社子会社の取締役：7名	11,241株	11,803,050円	2022年度分
計：39名	81,443株	85,515,150円	

社外取締役であるものを除く。

## (2) 【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
1,050		1株	2022年7月10日～ 2022年7月21日		2022年7月22日

- (注) 1. 「第1(募集要項)1(新規発行株式)(注)1.募集の目的及び理由」に記載の、本制度に基づき、対象取締役等に割当てる方法によるものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、2022年6月23日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値であり、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. また、本自己株式処分は、本制度に基づく当社グループの2022年度(2022年6月開催の2021年度に関する各社定時株主総会から2023年6月開催予定の2022年度に関する各社定時株主総会までの期間)の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資より行われるため、金銭による払込みはありません。

## (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
新明和工業株式会社本社	兵庫県宝塚市新明和町1番1号

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地

- (注) 譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資の方法によるため、該当事項はありません。

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
	100,000	

- (注) 1. 金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはありません。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用等であります。

## (2) 【手取金の使途】

当社は、当社の対象取締役等に対する持続的な価値向上を図るインセンティブとして、また株主の皆様との一層の価値共有を目的として、対象取締役等を対象に本制度の導入について決議いたしました。また、2020年6月29日開催の第96期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための譲渡制限付株式報酬として、対象取締役に対して、年額50百万円以内の金銭報酬債権を支給すること、及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を、この割当を受けた日から、当該地位を退任又は退職した時点の直後までの期間とすること等につき、承認を得ております。

上記決定を受け、本自己株式処分は、本制度に基づく当社グループの2022年度(2022年6月開催の2021年度に関する各社定時株主総会から2023年6月開催予定の2022年度に関する各社定時株主総会までの期間)の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする自己株式処分として行われるものであり、金銭による払込みはありません。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

## 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

### 第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

### 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

## 第三部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第98期(自2021年4月1日 至2022年3月31日) 2022年6月24日関東財務局に提出

#### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

#### 3 【臨時報告書】

該当事項はありません。

### 第2 【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2022年6月24日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2022年6月24日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

新明和工業株式会社

（兵庫県宝塚市新明和町1番1号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

### 第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

### 第五部 【特別情報】

#### 第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。